

因果・時間・空間

——カント第2類推について——

福谷 茂

第2類推の解釈はカント研究のなかでも古典的で途絶えることのないテーマである。本稿もこれを新しく捉えなおすためのまた一つの試みにすぎない。われわれの方法は、第2類推を『純粹理性批判』の内部においてでも、「カント＝ヒューム」問題としてでもなく、より広い哲学史的背景の下におこうとする点にある。たしかにカントは特に『プロレゴメナ』においてヒュームの名前を特筆大書してはいる。カントが一人の哲学者と自分との関係にこれほど多くの言葉を費やすのはほかに例を見ないことである。カントの筆致にヒュームへの感謝だけではなく、親近感や連帯感すら感じ取ることが困難ではない。ヒュームを媒介することでカントは近世哲学全体を把握することができる観点を得た、ということがカントにとってのヒューム体験だとわれわれは考える。すなわち、カントの第2類推論はヒュームの因果律批判といわれるものへの回答という明確に限定された目的をもつのではもともとなく、因果律の証明にのみ焦点をあわせてはいるその狙いと真意が理解できない、というのがわれわれの主張である。カントが相手取っているのはヒュームだけではない。より根本的な近世哲学の動向に対する応答がカントの第2類推論なのである。

以下の論述は、1 因果と時間 2 時間の諸相と空間 に分かれ、3 結語 で本稿で触れることができなかつた哲学史的な見通しを述べる。

1. 因果と時間

カントの第2類推論を難解ならしめているのは、その論述の中にたくさんのモチーフが流れ込んでいるからである⁽¹⁾。このモチーフの混在が世に言うpatch-work theoryを台頭せしめるゆえんのひとつであることは間違いがないだろう。しかしながら同時に多数のモチーフを走らせようとすることは別の時期の草稿をつぎはぎすることとはまったく別のことである。

いま試みにそれらのモチーフを順不同で列挙してみよう。1 構想力による恣意的な順序と規則的必然的な順序との対比 2 規則性を *Regel* と呼び、演繹論との接合を図ること 3 因果律の定式化に際して「先行するもの」と「後続するもの」というタームを使用し、この両者の順序の不変性へと因果を還元すること 4 この不変な順序をもつものを「客観

Objekt」「対象 Gegenstand」「出来事 Begebenheit」と呼ぶこと 5 時間に関して「順序 Ordnung」「場所 Stelle」という面を重視すること 6 実体についての「恒存的なもの das Beharrliche」という性格を強調し、個別的な実体を排して das Beharrliche における変化として位置づけること 7 充足根拠律を時間において捉えること 8 同時的な因果の認容 9 時間の連続性の強調 10 現象と物自体という区別の使用 11 時間に順序と場所を指定する主体が「悟性 Verstand」とされていること などであるが、まだまだ挙げることができるだろう。これらのモチーフはたしかに雑然としているが、その理由はそれぞれが違う背景をもっていることに求められる。つまり、第2類推の議論はひとつのなめらかなラインを構成しているのではなく、また構成しようともしていない。寄り集まって第2類推を構成する諸モチーフはそれぞれが違う方向を向きいわば違う相手にさし向けられている、と考えられるのである。こうした、様々な問題に対応するために局所的には方向を異にしながら、しかもまさにそのことによって大局的にはあるひとつの方向と目的を有する論述、これがとりわけ第2類推におけるカントの論述方法である。

そして上記の一見したところの混沌からはいろいろなことが読み取れる。まず銘記しておかなければならないのは、第2類推という因果律という通念にもかかわらず、因果律についての論及はむしろ副次的で、正面に出ているのは時間であることである。また注釈書で時になされるような、「因果のカテゴリーが客観的時間順序を可能にする」「因果のカテゴリーが適用された時間が客観的時間である」というような言い方はされていない、ということも重要だろう。

これは因果律の基礎付けという従来の読み方そのものが実態に即してはいない可能性を示唆する。またそのような角度から第2類推を読もうとしたが故に、第2類推がいたずらにいくつもの、多かれ少なかれ不十分な証明を繰り返しているというような解釈がおこなわれてきた。しかし第2類推は因果律そのものではなく、いますこし幅の広い問題にかかわる論点をその問題がかかわる様々な局面に目配りをしながら論旨をかためてゆく、という論述のあり方をしている。だから、われわれの目にジグザグに映るとしても、それはその問題をわれわれが捉えることで解消される可能性がある。ではその問題とはなにか。

因果律の問題が時間の問題として論じられることの原因をさぐることからスタートしよう⁽²⁾。このこと自体は原則論に先立つ図式論においてすでに4つの原則が順番に時間系列 Zeitreihe、時間内容 Zeitinhalt、時間順序 Zeitordnung、時間総括 Zeitinbegriff という規定が与えられていた (A145=B) ことの自然な帰結である。しかし時間にこのような諸局面があるということはどういうことであろうか。従来この点はあまり論じられていないように思われる。またそのせいで原則論の性格について十分な理解が妨げられることになってきたよう

に感じられる。問題は時間のこうした諸規定があたかも時間そのもののうちから現われてくるかのように理解してしまいがちなところにある。ここでは第3原則、つまり「時間順序」にかかわる3個の類推にしばってこの点を検討したい。

この原則は時間順序として恒存Beharrlichkeit・継起Folge・同時存在Zugleichseinを挙げ「時間の3様相drei Modi der Zeit」(A177=B219)と名付けている。これらはそれぞれが時間そのものではない、ということが特徴である。すなわちカントにとっての出発点は「現象の多様の把握は常に継起的sukzessivであり、それゆえ常に転変する」(A182=B)と言いつつあらわされている以上、「時間順序」の3原則はこの出発点を背景にしてなにかが付け加えられたものと言わねばならない。つまり常に継起的で転変するのがいわば裸形の時間（「把握Apprehension」の時間）であるとするならば、恒存と継起と同時存在とはそのどれもがこの裸形の時間に対抗して立てられている、という基本性格をもっている⁽³⁾。それらが「規則に従ったアプリアリな時間規定」(A145=B)、アプリアリな原則という資格をもつのは、それらがすべて上述の意味で〈把握の時間〉に対して別の次元を提供するものであるからである。ストーブとストーブによって熱せられた部屋の暖かさのように原因と結果とが同時的である場合でも因果関係の支配を認めるためにカントが持ち出すのは、「時間の順序Ordnung der Zeit」と「時間の経過Ablauf der Zeit」との区別であるが(A203=B248)、同じ論点がここでも再現されている。把握のレベルでは原因と結果とを区別することができない場合（「時間の経過」）にも、なお原因の結果に対する先行を確保することができるのは把握とは別のレベル（「時間の順序」）を想定することができるからだ、というのがカントの論点なのであり、これらの原則は時間そのもののいわば〈背後〉に措定されるというのがその性格である。つまり、時間そのものの中にはないものが原則としてアプリアリに措定されているのである。因果を先行するものと後続するものとの関係という定式化に還元するカントが、「自然における作用因の大多数はその結果と同時にある」(A203=B)とまで認めただうえで、なお因果関係がそこには支配していると主張する根拠がこの「時間の秩序」と「時間の経過」の区別なのであり、「時間の経過」の背後に「時間の順序」を置くことができるということが超越論的原則の成立根拠である。

こうして類推の基本的な狙いは、時間において把握とは区別された客観的な時間順序を確定することであった。ところでこのことはいかにして可能であろうか。「直観の形式」「内感の形式」とされる時間であって、しかも、把握の時間からは区別されているという意味での独立性をもってわれわれに対してくる時間を、どのようにしてアプリアリに措定することができるだろうか。これは従来喧しく論じられてきた第2類推における6個の因果律の論証とは別の問題であることは明らかだろう。われわれが問題にしているのは、論証の

テクニカルな細部の問題ではなく、そもそも、時間において時間（＝「把握の時間」）以上のものを、把握の背後にいかにしてわれわれは持つことができるのか、という点なのである。

この場合、演繹論との関係が焦点になる。「客観的時間順序」の正体をカテゴリーにもとめようというのがわれわれの問いに対する予想される回答であるからだ。しかしカテゴリーとしての因果はその基礎を「時間順序」によって支えられ、時間順序はその客観性をカテゴリーによって保障されるというのは、カテゴリーと時間との間のもたれあいとも見られる事態である。そうである以上、とりあえずもしこのように「把握の時間」以上の時間＝「客観的時間順序」を可能とするものがカテゴリーだと考えるならば、そもそもカテゴリーの演繹という事態がなんだったのか、という問いにさかのぼらなければならないし、カントの言う「図式」の真意もまた問われねばならない。問題は、演繹で何がおこなわれたのかということ、および、図式とはなにかということである。

後者から始めよう。カントはさきに引用したように演繹論と原則論の間に図式論において、各カテゴリーに対してその時間図式を提出している。つまりカテゴリーの原則化は時間において図式を作成することで果たされるという方針が打ち出されているように見える。図式化に必要なものは時間だけであるように見える。したがって時間とはここでどのような意味で考えられているのか、ということが検討されざるをえないだろう。われわれの問いは、なぜ時間がそのような諸相をもつのか、ということである。時間の諸相として、系列・内容・順序・総括があればこそ、それに応じてカテゴリーの具体化としての原則論が可能となるわけだ。したがって、ここでの時間とはこれらの諸相を含むものでなければならない。ところが、この図式論の時間、つまり原則論を可能とする時間は演繹論の時間とどうかかわるのだろうか。

2. 時間の諸相と空間

A版の演繹論において三段の総合という名で知られる理説が語られている⁽⁴⁾。「直観における把握の総合」、「構想力における再生の総合」、「概念における再認の総合」の三段ないし三重の総合であり、可能性の制約を求めてさかのぼるカントの思考法を典型的に示す個所としてよく参照される。この箇所でも最終的に制約として浮かび上がってきたものは「表象の多様の総合における意識の総合的統一」(A105)である。これが「統覚の超越論的統一」にはかならず、この「統覚の超越論的統一」が「常に一つの経験において共存しうる一切の可能的諸現象から、規則に従ったこれら諸表象の連関Zusammenhangを作る」(A108)と言われている。このようなA版の論理に関して次のような観察を下すことができる

う。すなわち、ここでは多様の個々の対象＝事物への総合と、経験そのものの成立とが一息に語られている。このような二つの段階の一体性はなにを意味するのだろうか。たしかにカントは「経験の可能性の制約は一般に同時に経験の対象の可能性の制約である」(A158＝B197)と述べている。しかしA版の論理では事情は逆ではないだろうか。〈経験の対象の可能性の制約は同時に経験の可能性の制約である〉という事態こそがA版の演繹論が語っていることではないだろうか。これはA版B版共通部分の主張にリンクするためにはA版の論理がいまだしであることを示しているように思われる。

この点をややくわしく検討してみよう。A版は対象成立の論理がそのまま経験成立の論理であるという説き方をしている。この場合の経験は特に「連関 *Zusammenhang*」という点が強調されていることから見て、A版B版共通部分での「経験」、つまり第2類推で登場する「経験」を意味することを意図していることは明らかである。だとすると、第2類推とA版演繹とが突き合わせられねばならない。ところがA版の論理は第2類推を基礎づけることができないのである。第2類推のなかに現われる有名な川船と家の違いというケースがまさのこの点を示している。三段の総合に示されたA版の論理では、「概念における再認の総合」として、多様の背後に同一性を概念として確保すべきことが言われ、この概念がすべての必然性の「超越論的制約」としての超越論的統覚および超越論的对象と関係させられてゆく構成となっている。ということは多様の対象化のレベルにおいてすでに超越論的制約が働いているということにほかならず、あらゆる対象はこの超越論的制約によって可能とされている点においてまったく区別されない。つまりA版の論理では必然性は対象のレベルですでに演繹されているのであり、この観点からいうならば、川船のケースが必然的であり、家のケースがそうではないという根拠はない。一軒の家を上から下へと見るのも下から上へと見るのもどちらも可能だ、ということはいえないのである。なぜならば、一軒の家を上から下へと見る際は、上から下へと見るということそのこと自体は決して任意的ではなく必然的であるからだ。上から下へと見ることと下から上へと見ることは同時に行うことができない別のことであり、A版の論理に忠実に従うならば、上から下へと見られた家と下から上へと見られた家は別の対象であるといわねばならない。第2類推では川船が上流から下流へと下ることの知覚は不可逆的だから客観的であり、これに反して、一軒の家を上から下へと知覚することは同じ家を下から上へと知覚することも可能だからそのことに必然性を伴っておらず主観的だ、という主張がおこなわれている。しかしながら厳密に言えば、このことが言えるためには、上から下へと知覚され次いで下から上へと知覚されるのが「同じ家」だといえる根拠がなければならない。A版の論理だけだと、それぞれの場合がそれぞれの対象を持つということだけしか言えず、両者が同一

の対象に関する逆方向の知覚であるということをいうことがまだできない。

A版の論理では統覚の統一の相関者としての超越論的对象という理説によって客観性が担保されるという構成であったので、多様が統一され対象となる時点ですでにカテゴリーが演繹され、それがそのまま経験そのものをも拘束してしまわざるを得ない。そこで生じたのが上にみたような帰結である。これに対して、第2類推はカテゴリーの演繹で果たされた以上のことを前提としている。A版演繹論で準備された概念的=对象的な同一性以上のものを第2類推は必要としているのである。すなわち、第2類推が要求しているのは、対象ではなく「出来事 *Begebenheit*」であるということの意味がこれで明らかになる（われわれは、B版の演繹論における書き換えは第2類推との接続という点に大きな理由があると考え、ここでは触れられない）。したがって「出来事」と「出来事」ではないものの区別が可能であるために、演繹とその時間を超えてなにかが導入されねばならない。それが「時間順序」にほかならない。かくしてその導入がいかにして、いかなる根拠を持って行われうるのか、という問題がもっとも重要である。

第2類推において「出来事」を定義するものが時間順序である。この点を正面に立てたのが伝統的な数え方でいう第5証明（3個の段落からなる）である。この第5証明はほかの証明とは性格をことにすると見られてきたものであり、その所以こそわれわれにとっても関心がある点である。まず、*Verstand* という語を主語とした語り出しはなにを意味するか、が問われねばならないだろう。それまでは基本的には時間の話であって、悟性が表に出ることはなかった。悟性の本来の場所は演繹論であろう。したがってこの段落での悟性の呼び出しは、それまでの状況を悟性の眼であるいは悟性の立場で語り直し捉え直すためではないか、と考えられる。すなわち、第2類推のテーマは上述のように時間のいわば第三の面としての、順序であった。この順序をもたらすのが悟性であるということを明示するのがこの段落の目的である。順序をもつ時間として、この段落で強調されているのは、時間とはそのすべての部分にア・プリオリに位置を指定しているものだ、ということである。これは感性論の時間でも、演繹論のただ次々と「今」の継起として与えられる時間とは異なる。この違いを生み出したのが悟性であり、それは悟性が「規則 *Regel*」を本質としていることによる。この第三の時間は、超越論的な意味では観念的=主観的であるが、経験的な意味では客観的である時間を順序として表わすことで打ち出されている。全体にわたって順序づけられた時間の成り立つ場所がカントの意味での「経験」であり、詳しくいえば「可能な経験」である。この「可能な経験」がこの段落以後、第2類推が論じられる基礎となる。悟性が規則として時間を順序づけることで客観的な「経験」が生成する。だから演繹論の局面もここで再解釈され、書き直されねばならなかったのである。A版の

演繹論が果たすことができなかつたのは、把捉の時間を相対化して出来事とそうでないものを、客観的なものとそうでないものを、区別することができるこの意味での「経験」の場面を原則論へと引き渡すことであった。

ここで先に保留しておいた問題に立ち戻らなければならない。時間順序の導入を果たすものは悟性としてとりあえず上に確定された。しかしそれだけであろうか。「経験」のためには悟性だけで充分であろうか。図式論で与えられた「超越論的時間規定」が原則論の地盤である。しかし「超越論的時間規定」とは時間の様々な面にほかならなかつた。しかし感性論で準備された時間からだけこのような諸側面を導き出すことができるだろうか。まるで玉手箱から取り出すように次々と列挙される時間系列、時間内実、時間順序、時間総括は、感性論で取り上げられたア・プリオリな形式としてのモノトナスな時間、および演繹論で取り扱われた「把捉」という裸形の時間だけが素材なのだろうか。われわれは時間の諸相は時間からだけ現われたのではなく、空間と時間との関係性が背後におかれてはじめて時間の諸相を生み出したと考えるのである。時間が空間と接する局面の変化と拡大のなかで原則、とりわけて言えば第3原則の第2類推を考えることができるとわれわれは考える。第4原則にB版で有名な「観念論論駁」が挿入され、「私の外の空間的ななにか *etwas ausser mir im Raume*」が俄かに登場すると感じられるゆえにさまざまな解釈が登場しているが、実際にはこれはそれまで行われてきたことの最終段階にほかならない。悟性が時間順序の主体であるとしても、そのとき悟性には空間が助勢しているのである。第1類推の恒存性はすでに時間の基底に現われた空間だといえよう。逆に言うと、原則として立てられている恒存性は単に時間的であるのではなく、空間的な一面を持っているのでなければならない。経過としての時間を遮断してそれとは別の次元を確保するためには空間が役割を果たす。もう一度川船と家の例に立ち返るならば、家を上から順に知覚するときと下から順に知覚するときとで別々の対象を知覚しているのではなく、同一の対象に関する単に主観的な二つの経験をしているのだ、ということがこうして言えることになる。空間的な同一性があつてはじめて時間的には異なる二つのことを同じ一つのものに帰着させることができるのである。把捉の順序の順逆にかかわらず、その順逆をいわばその都度の偶性として共存させて存立する同一の対象がこうして確保され、「出来事」と対象との区別が可能になる。恒存性の原則に空間的な一面をも与えることで初めてカントの例示が理解できるのである。

このようにみるときカントにおいて時間と空間とは切り離せないものであることが明らかだろう⁽⁵⁾。カントは決して一方的な時間図式を立てているのではない。冒頭の感性論において分離された時間と空間とが撚り合わせられてゆくところにこそ『純粹理性批判』の

進行があるのである。そして「いかにしてア・プリオリな総合判断は可能か」という主要課題がさらに因果律に代表されるならば、因果律へのかかわりと、この時間と空間との撚り合わせとは同一の事態でなければならない。

第3原則に即して言うならば、恒存・継起・同時の時間の三様相とされるもののすべてに空間が関与している。多様の把握は常に継起的であるといいうるためには、経過としての時間以上のものが前提とされていなければならない。これはカント自身が繰り返し強調することである。しかしそれが可能であるためには、「経過としての時間」の正反対のもの、経過としての時間にまったくかかわらない、しかも時間であるものがまず必要である。つまり、なんらかの意味で空間的なものと接している時間が想定されねばならない。この時間は「経過としての時間」の他者でなければならないと同時にそれ自体は依然として時間でなければならない。こうして第1類推すなわち恒存性は、もっとも空間に近く位置している時間、すなわち空間化された時間をまず設定するのである。時間と空間の接点が恒存性である。このように時間と空間がまず接点をもったことを前提として、両者の撚り合わせの進行する各段階が第3原則を構成する継起および同時存在の原則にほかならない。この進行は、空間をベースとしたうえでの時間の固有性の再建とみなすことができるだろう。恒存性として空間的全体性に最接近した時間が再び空間に対して自己主張したのが順序としての継起にほかならず、時間そのものが主体的に空間を要求し、示唆している事態が同時存在＝ゲマインシャフトにほかならない。

このようにして空間と時間の統合が果たされる場所が具体的カテゴリー論としての原則論である。原則論の眼目は両者が統合されたものとしての「経験」を提示することである。そして、この意味での「経験」の内実はなにより、そこにおいて「ア・プリオリな総合判断」が成立つことである。この点においてカントが原則論でいう「経験」が「経験的」⇔「超越論的」という対概念でいわれる「経験的」とは厳密に区別されねばならないものであることが明らかであろう。また「ア・プリオリな総合判断」が成立つ根拠は、経験を構成する諸知覚が全面的な連関として結合されていることである。この意味で経験の「連関 *Zusammenhang*」こそが経験の最終的な「可能性の制約」にほかならない。そして「ア・プリオリな総合判断」の代表格として因果律がカントによって例示されるのは、因果律こそこの意味での「連関」のもっとも端的な産物であるからである。

結語

因果律は近世においては古代中世とは違ったありかたで捉えられた。それは古代あるいは中世のそれを原型として見るならば空洞化という性格付けができるものだった。マルブ

ランシュにおいて、スピノザにおいて、ライプニッツにおいて、バークリにおいて、ヒュームにおいて因果律は変貌し、空洞化あるいは有名無実化している。作出因 *efficient reason* という意味での原因は近世的な方法による哲学的な考察が深まるほど維持することが困難となり、そのかわりに因果を唯一的な原因としての神にかかわらせて新しい場所と根拠を与えることでかろうじて解決が図られてきたのである。しかし神によって担保されることは盤石の根拠を与えられることであると同時に、因果律の相対的な自律性と独立性という肝心の性格が失われてしまうことを意味した。このような背景におくときカントは、むしろ因果律の固有性を確保することに意を用いたと見ることができよう。たしかにカントにおいてもまた素朴な意味での力の作用としての因果は語るができないものである。しかし因果はいわば垂直方向に回収されることなく、その水平方向の固有性をカントでは保った。この課題においてヒュームがカントの前に現われたといえる。自然主義者ヒュームはたしかに因果概念の検討において因果理解への批判を行った。しかしそれはあくまでも別の因果理解を伴っていたものだった。この点でカントは実はヒュームと揆を一にしている。それゆえカント自身が語るヒューム体験には裏側がある。ヒュームと自分との違いがカントのヒューム観の中心になるのは当然であるが、その違いは実は同じ目的を共有しているからこそ起こったことなのである。カントとヒュームはともに因果をあくまでも自然界の内部の原理として保持しようとしている。ただしヒュームにおいて生じたのは、その批判の徹底において、経験そのものがばらばらに解体され、自然界を成り立たしめるその統一そのものもまた消失してしまう事態だ、とカントは捉えた。この点を回避するためにカントはヒュームを批判し、因果の問題をその背後にある時間へと掘り下げることを通じて「経験の統一 *Einheit der Erfahrung*」を確立し、因果律と自然概念とのあたらしい基礎付けを与えたのである。それがカントにとってヒュームが直接の先行者であったということにほかならない。

これに対しカントにおいて新たに生じた問題は把捉の時間から客観的時間秩序への移行がいかんにして可能かということだった。A 版から B 版へのカントの苦労はそこにある。しかしまた同時にこの問題を解決することは『純粹理性批判』という書の全体的な見通しをよくすることになった。B 版の演繹論は遡って感性論の残した課題を解決し、進んでは図式論から原則論へのカントの歩みを平坦ならしめた。問題は感性論で方法的に分離され並置された時間と空間との統合である。因果の問題がこの過程で解決されるというのがカントの解決法だった。カントにとって因果の問題は時間に還元され、そのうえで時間が空間との関係を回復する過程として、すなわちカントの意味での「経験」が成立する過程として、解決されたのである。

註

(1) Michel Puesch, *Kant et la causalité*, 1990, p. 380 note 3 はカント第2 類推の再構成という観点で行われた研究のリストを提供している。しかしながら本書そのものはカントの因果律論がきわめて幅広い文脈の中で位置付けられねばならないことを示している力作である。

(2) Jacques Havet, *Kant et le problème du temps*, 1947 は、時間そのものは知覚されえないとカントが繰り返し確認していることを重視している。ここで言う時間そのものとは明らかに「把握の時間」ではなく、「客観的時間秩序」のことである (p. 113)。

(3) Adickes 以来の伝統に従って 6 個の証明がおこなわれていると見るならば、そのうちの第 5 証明をのぞくすべての証明が明示的に〈裸形の時間〉を出発点としている。すなわち第 1 証明“Erscheinungen aufeinander folgen” (B233)、第 2 証明“jederzeit sukzessiv” (A189=B235)、第 3 証明“die Sukzession im Apprehendieren allerwärts einerlei” (A194=B239)、第 4 証明“jederzeit nacheinander” (A198=B243)、第 6 証明“jederzeit sukzessiv” (A201=B246) として同じ事態が踏まえられている。

(4) Vittorio Mathieu, *La filosofia trascendentale e l' «Opus postumum» di Kant*, 1958 は把握から客観への移行は客観が「形式的客観 *oggetto formale*」となることによるのみ果たされるという捉え方をしている (p. 91)。Mathieu においてはこれが *Opus postumum* への道を開拓する。このような「形式的客観」という概念の必要性はわれわれも受け入れることができる。カントの行論はまったくズレを感じていないかのように時間から因果へ、因果から時間へとスライドを繰り返すが、「把握の時間」と時間順序との違いが時間と因果とをブリッジしていると見られる。そして「把握の時間」との違いにおいて、カントは「客観 *Objekt*」という概念を導入しているのである。このような「時間順序」のレベルにおいて存立する「客観」が「把握の時間」を相対化する。つまり把握の時間に拘束されることから認識を解放する。だからカントの経験はこの意味での客観を含んでいなければならない。つまりいわば形式としての客観を時間順序という形で内蔵しているのがカントの「経験 *Erfahrung*」なのだ。カントが経験の「可能的」という様相を明示しているのはこの点を明示するためだったと見られる。このように、われわれは Mathieu の論点を受け入れたうえでそれを発展することができると考えている。

(5) Gerhard Krüger, *Über Kants Lehre von der Zeit*, 1950, in: *Ders., Philosophie und Moral in der kantischen Kritik*, 1967 は、カントにおける時間は主題的に明言されてはいないとしても、事実としては *faktisch* 単に内官の形式ではなく、外官の形式でもありと強調している (S. 287)。

[京都大学教授・西洋近世哲学史]